

平成十五年法律第二百八十八号  
地方独立行政法人法

目次

第一章 総則	第一節 通則（第一条～第十条）
第二章 役員及び職員（第十二条～第二十条）	第二節 地方独立行政法人評議会（第十一条）
第三章 業務運営	第三節 中期目標等（第二十五条～第三十一条）
第四章 財務及び会計（第三十二条～第四十六条）	第四節 合併に伴う措置（第一百五十四条～第二十条）
第五章 人事管理	第五節 雜則（第二十一条～第二十七条）

第一節 特定地方独立行政法人（第四十七条～第五十四条）	第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条～第六十六条）
第二節 一般地方独立行政法人（第五十五条～第五十八条）	第七章 公立大学法人に関する特例（第六十八条～第七十条）
第三節 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条～第六十七条の七）	第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例（第六十七条の八～第六十七条の九）
第四節 人事管理	第九章 第二節 関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例（第八十七条～第八十七条の十二）
第五節 中期目標等（第二十五条～第三十一条）	第十章 第一節 通則（第一百六条～第一百五十五条）

第一節 設立団体の数の変更に伴う措置（第六十六条の三～第六十七条）	第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業の確実な実施を図り、もつて住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。(定義)
第二節 一般地方独立行政法人（第五十五条～第五十八条）	第三条 地方独立行政法人は、その名称中に地方独立行政法人という文字を用いなければならぬ。
第三節 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条～第六十七条の七）	第四条 地方独立行政法人は、その名称中に地方独立行政法人という文字を用いなければならぬ。
第四節 人事管理	第五条 地方独立行政法人は、法人とする。
第五節 中期目標等（第二十五条～第三十一条）	第六条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するに必要な資金その他の財産的基礎を有しなければならない。

第一節 設立団体申請等関係事務の処理等に関する特例（第八十七条～第八十七条の十二）	第七条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合においては総務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。
第二節 関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例（第八十七条～第八十七条の十二）	第八条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。(定款)
第三節 地方独立行政法人は、その名称中に地方独立行政法人という文字を用いなければならぬ。	第一項 目的
第四節 合併に伴う措置（第一百五十四条～第二十条）	第二項 名称
第五節 雜則（第二十一条～第二十七条）	第三項 設立団体
第六節 特定地方独立行政法人（第二十二条～第二十七条）	第四項 事務所の所在地
第七節 役員の定数、任期その他役員に関する事項	第五項 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）の別
第八節 資本金、出資及び資産に関する事項	第六項 役員の定数、任期その他役員に関する事項
第九節 告示の方法	第七項 業務の範囲及びその執行に関する事項
第十節 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項	第八項 公共的な施設（住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設をいう。以下この条、第二十二条第六号及び第二十四条において同じ。）の設置及び管理を行う場合には、当該公共的な施設の名称及び所在地
第十一節 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。）の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更は、特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人とする場合に限り、行うことができる。	第九項 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。）の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更は、特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人とする場合に限り、行うことができる。
第十二節 設立団体の長は、第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更を行おうとするときは、あらかじめ、第十一項第一項に規定する評議会の意見を聴かなければならない。	第十項 第二項第五号に掲げる事項についての定款の変更は、特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人とする場合に限り、行うことができる。

		(登記)	
<b>第九条</b> 地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。		3 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。	
4 地方独立行政法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。		2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者的に対抗することができない。	
<b>(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)</b>		3 地方独立行政法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成り立する。	
<b>第十一条</b> 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十号)第四条及び第七十八条の規定は、地方独立行政法人について準用する。		<b>第二節 地方独立行政法人評議委員会</b>	
2 評議委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。		<b>第十二条</b> 地方独立行政法人に、役員として、理	
<b>第十三条</b> 理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。		事長一人、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、定款で副理事長を置かないことができる。	
2 副理事長は、地方独立行政法人を代表し、一定の定款で定めるところにより、理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときははその職務を行う。		<b>第十四条</b> 理事長は、次に掲げる者のうちから、設立団体の長が任命する。	
3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときははその職務を行う。		1 当該地方独立行政法人が行う事務及び事業に關して高度な知識及び経験を有する者	
4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、設立団体の規則で定めるところにより、理事長及び副理事長が欠員のときははその職務を行なう。		2 前号に掲げる者のほか、当該地方独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営する者である者であつて、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているもののうちから、設立団体の長が任命する。	
5 職員は、いつでも、役員(監事を除く)及び監事は、設立団体の長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。		3 設立団体の長は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募(当該地方独立行政法人の理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公表して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ)の活用に努めなければならない。公募によらない場合であつても、透明性を確保つつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	
6 監事は、地方独立行政法人が次に掲げる書類を設立団体の長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。		4 副理事長及び理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。	
7 二 その他設立団体の規則で定める書類		5 理事長は、前項の規定により副理事長及び理事を任命したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。	
8 同項の報告又は調査を拒むことができる。		<b>第十五条</b> 役員、監事を除く、以下この項において同じ。の任期は、第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)を考慮した上で、中期目標の期間又は四年間のいずれか長い期間内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。	
9 同項の報告又は調査の結果に基づき、必要があると認めることは、理事長又は設立団体の長に意見を述べることができる。		3 前項に規定するもののほか、設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く)の職務の執行が適当でないため当該地方独立行政法人の業務の実績が悪化した場	

合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

理事長は、前二項の規定により副理事長又は理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

**第十八条** 地方独立行政法人と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該地方独立行政法人を代表する。

(代理人の選任) (代理人の選任)

理事長又は副理事長は、理事又は地方独立行政法人の職員のうちから、当該地方独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

**第十九条** 理事長又は副理事長は、監査人(第四項において「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、当該地方独立行政法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

前項の責任は、設立団体の長の承認がなければ、免除することができない。

3 設立団体の長は、前項の承認をしようとするときは、設立団体の議会の議決を経なければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、地方独立行政法人は、第一項の責任について、設立団体が地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他のことの考慮して政令で定める基準を參照して政令で定める額以上の額を条例で定めている場合には、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他のことの勘案して特に必要と認めるとときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から、当該条例で定める額を控除して得た額を限度として設立団体の長の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の七第二項及び第三項の規定は、前項の条例の制定又は改廃について準用する。

### (職員の任命)

**第二十条** 地方独立行政法人の職員は、理事長が任命する。

#### 第三章 業務運営

##### 第一節 業務

###### (業務の範囲)

**第二十一条** 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

一 試験研究を行うこと及び当該試験研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるもの又は当該試験研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に

対し、出資を行うこと。

二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成

果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。

三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てる事業で、次に掲げるものを經營すること。

イ 水道事業(簡易水道事業を除く。)  
ロ 軌道事業  
ハ 自動車運送事業  
ニ 鉄道事業  
ホ 工業用水道事業  
ト 電気事業  
ガス事業

四 社会福祉事業を經營すること。

五 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長その他の執行機関に対する申請、届出その他

の行為(以下「申請等」という。)の受理、申請等に対する処分その他の申請等の処理に

関する事務であつて定型的なもの及びこれらと一体的に処理することが効率的かつ効果的である事務であつて定型的なもののうち、別表に掲げるもの(以下「申請等関係事務」という。)を当該市町村又は当該市町村の長その他の執行機関の名において処理すること。

六 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと(第一号から前号までに掲げるものを除く。)。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### (業務方法書)

**第二十二条** 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

前項の業務方法書には、役員(監事を除く。)の職務の執行がこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他の地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他設立団体の規則で定める事項を記載しなければならない。

前項の業務方法書には、役員(監事を除く。)の職務の執行がこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他の地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他設立団体の規則で定める事項を記載しなければならない。

前項の業務方法書には、役員(監事を除く。)の職務の執行がこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他の地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他設立団体の規則で定める事項を記載しなければならない。

前項の業務方法書には、役員(監事を除く。)の職務の執行がこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他の地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他設立団体の規則で定める事項を記載しなければならない。

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置

三 予算(人件費の見積りを含む。)、收支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲り渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

八 その他の事項

九 その他の事項

十 その他の事項

十一 その他の事項

十二 その他の事項

十三 その他の事項

十四 その他の事項

十五 その他の事項

十六 その他の事項

十七 その他の事項

十八 その他の事項

十九 その他の事項

二十 その他の事項

二十一 その他の事項

二十二 その他の事項

二十三 その他の事項

二十四 その他の事項

二十五 その他の事項

二十六 その他の事項

二十七 その他の事項

二十八 その他の事項

二十九 その他の事項

三十 その他の事項

三十一 その他の事項

三十二 その他の事項

三十三 その他の事項



二 監査の対象となる地方独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度についての財務諸表承認日までとする。

(会計監査人の解任)

設立団体の長は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理等)

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剩余金の使途に充てることができる。

地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができるものである。

5 地方独立行政法人は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

(借入金等)

第四十一条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第二十六条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができるとおり、ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合には、当該限度額を超えて短期借入金をすることができること。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行を行うことができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

(財源措置)

第四十二条 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

2 地方独立行政法人は、その業務の運営に当つては、前項の規定による交付金について、住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、この法律、他の法令、設立団体の条例及び規則、定款並びに認可中期計画に従つて適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

(出資等に係る不要財産の納付等)

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

2 地方独立行政法人は、次に掲げる方

3 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他総務省令で定める有価証券の取得

二 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託

4 第四十三条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

5 第四十四条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

6 第四十五条 地方独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを設立団体の長に届け出なければならない。

(会計規程)

第四十六条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、地方独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定地方独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第四十七条 特定地方独立行政法人の役員及び職員は、地方公務員とする。

(役員の報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参考し、かつ、他の特定

号四第一項第八条	當人事行政の運	特定地方独立行政法 人の役員の退職管理
第二百六十一号	（八号までに係る部分に限る。）及び第三十八条の二から第三十九条までの規定（これらに係る罰則を含む。）並びに同法第六十条（第四号から第八号までに係る部分に限る。）及び第六十三条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	地方公務員法（昭和二十五年法律八百六十一号）第八条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三十八条の二から第三十九条までの規定（これらに係る罰則を含む。）並びに同法第六十条（第四号から第八号までに係る部分に限る。）及び第六十三条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。  
役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

## （役員の服務）

**(評価委員会の意見の申出)**  
**第四十九条** 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬額等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第一項第三号の人物費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

第三項第十八条の第二条第二項		第三項第十八条の第二条第二項		第三項第十八条の第二条第二項		第三項第十八条の第二条第二項		第三項第十八条の第二条第二項		第三項第十八条の第二条第二項	
法人法	前項	この条	人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則	職員若しくは	予定職員	退職手当通算	退職手当通算	員	退職手当通算予定役	特定地方独立行政法の役員	
地方独立行政	同法	地方独立行政法人法第五十条の二において準用するこの条	地方独立行政法人法第五十条の二において準用するこの条	人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則）をいう	職員（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則）（人事委員会を置く。）を除く。	予定職員（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則）（人事委員会を置く。）を除く。	退職手当通算（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則）（人事委員会を置く。）を除く。	員（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則）（人事委員会を置く。）を除く。	退職手当通算予定役（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則）（人事委員会を置く。）を除く。	特定地方独立行政法の役員	
				職員（人事委員会を置く。）を除く。	予定職員（人事委員会を置く。）を除く。	退職手当通算（人事委員会を置く。）を除く。	退職手当通算（人事委員会を置く。）を除く。	員（人事委員会を置く。）を除く。	退職手当通算予定役（人事委員会を置く。）を除く。	特定地方独立行政法の役員	

二六条十三項第の八三	一六条十八項第の八三	項目第一の八三及び四条十第一五条第十及の八三	第三条の十八	第三条の十八	八項第二条第の八三	第三条の十八	は地方公共団体	は人事委員会又は人事委員会規則	一項、第四項又は第五項の規定（同条に規定する限り準用する）
地方公共団体の職員	地方公共団体	は地方公共団体	人事委員会	人事委員会	前条	その組織	は地方公共団体	は人事委員会又は人事委員会規則	設立団体の人事委員会規則
設立団体	特定地方独立行政法の役員	特定地方独立行政法	会	会	設立団体の人事委員会	その特定地方独立行政法人法の組織	設立団体は	設立団体の人事委員会又は	設立団体の人事委員会規則

第三条	第十八条	第三十九条の二
会員の事務局の執行機関の組合若しくは議会の事務局の元在職団体の執行機関の組合若しくは議会の事務局の元在職団体の執行機関の組合若しくは議会の事務局に相当するものに類する者として當該他の公共団体の元在職員又はこれに類する者とし	他の地方公共団体を當該元在職団体の執行機関の組織若しくは議會の事務局で當該元在職團體の執行機関の組織若しくは議會の事務局に相當するものに類する者として當該他の公共団体の元在職員又はこれに類する者とし	特定地方独立行政法人（この条の規定により当該職員であつた者が在職していれた地方公共団体とみなされる地方公共団体を含む。）の廃置分合により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体（以下この条において「元在職団体」といいう。）の事務が他の地方公共団体（以下この条において「元在職法人」という。）の権利及び義務が他の特定地方独立行政法
元在職法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として	他の特定地方独立行政法の特定地方独立行政法人（この条の規定により当該役員であつた者が在職していれた地方公共団体とみなされる地方公共団体を含む。）の合併（地方独立行政法人法第六条に規定する合併をいう。）により当該役員であつた者が在職していいた特定地方独立行政法人（以下この条において「元在職法人」という。）の職員若しくは議會の事務が他の地方公共団体（以下この条において「元在職団体」といいう。）の事務が他の特定地方独立行政法の特定地方独立行政法人（この条の規定により当該役員であつた者が在職していれた地方公共団体とみなされる地方公共団体を含む。）の合併（地方独立行政法人法第六条に規定する合併をいう。）により当該役員であつた者が在職していいた特定地方独立行政法人（以下この条において「元在職法人」という。）の職員若しくは役員又はこれらに類する者として	第五十条の二において準用する第三十九条の二

ともに、公表しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。

3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員の給与を参考し、かつ、他の特定地方独立行政法人の職員及び民間事業の従事者の給与、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の会員費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(職員の勤務時間等)

**第五十二条** 特定地方独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の規程は、国及び地方公共団体の職員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

(職員に係る他の法律の適用除外等)

**第五十三条** 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一 地方公務員法第八条（第一項第四号及び第七項を除く。）、第十四条第二項、第十五条の二第三項、第二十三条规定の二第三項、第二十三条规定の四から第二十六条の三まで、第二十六条规定の五第三項（同法第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。）、第三十七条规定、第三十八条第二項、第三十九条规定及び第四项、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで、第五十八条（第三項中労働基準法（昭和二十二年法律第四号）第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条规定及び船員法（昭和二十二年法律第一百号）第八十九条から第九十六条までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二一号）第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）、第五十八条の二並びに第五十八条の三の規定

二 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十一条八号）の規定

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第四条第二項、第七条、第八条、第十四条、第十五条及び第十九条の規定

号 一 項 第 八 条 第 四 第	二 項	第六 条 第 三 第	第六 条 第 一 項	第六 条 第 二 項
人事行政の運営	事務員	は、同項 は、同項の任命権者	それぞれ職員	前項の任命権者 その補助機関たる上級の地方公務員
退職管理	上級の職員	事長は、前項 くは理事長若し	職員	特定地方独立行政法人の立行政法人の



職員に関する外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条及び第七条の規定の適用については、同法第二条第一項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八号）第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の条例」と、「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同項第四号中「条例で定めるもの」とあるのは「設立団体の条例で定めるもの」と、同法第七条中「条例」とあるのは「地方独立行政法人法第五十一条第二項に規定する退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準」とする。

第五項まで	第十三項から第十二項まで	附則第二十	附則第二	十二項	附則第二	十二項	附則第二	第六十条	第七号	第四十二条
条例	体他 の地方公共團	条例	地方公共團體に おける	条例	特定地方独立 行政法人にお ける	条例	設立團體の條 例	人方独立行政 法	設立團體が條 例を定めてい る場合におけ る当該特定地 方独立行政法	特定地方独立 行政法人
例 設立團體の條	地方公共團體	程	特定地方独立 行政法人の規 立	け	る	け	る	方	設立團體が條 例を定めてい る場合におけ る当該特定地 方独立行政法	特定地方独立 行政法人



他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

## 伴う措置

**第五十九条** 移行型特定地方独立行政法人（特定職員の引継ぎ等）

地方独立行政法人であつてその成立の日の前日において現に設立団体が行つてゐる業務に相当する業務を当該特定地方独立行政法人の成立の日以後行うものとし、(以下同じ。)この成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人の業務に相当する業務を行つてゐる者には、別に辞令を発せられない限り、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型特定地方独立行政法人の相当の職員となるものとする。

第六十一条 移行型一般地方独立行政法人（一般地方独立行政法人であつてその成立の日の前日において現に設立団体が行つてゐる業務に相当する業務を当該一般地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下この章において同じ。）の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型一般地方独立行政法人の業務に相当する業務を行つてゐる者の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成

立の日ににおいて、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする。

第六十二条 前条第二項の規定により移行型一般地方独立行政法人の職員となつた者に対する地方公務員法第二十九条第一項の規定の適用については、当該移行型一般地方独立行政法人の職員のものとの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成

立の日ににおいて、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする。

た者のうち該移行型地方独立行政法人の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該移行型地方独立行政法人を退職したものであつて、その退職した日まで当該設立団体の職員として在職したものとしなれば、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条の規定に相当する当該設立団体の条例の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対するは、当該規定の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。ただし、その者が当該設立団体を退職したことにより退職手当の支給を受けていたときは、この限りでない。

第六十二条の二 第五十九条第一項に規定する設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人的業務に相当する業務を行うものの職員（地方公務員法第四条第一項に規定する職員であった者に限る。）であつた者に対する同法第三十八条の二から第三十八条の六までの規定（同法第三十八条の二第八項の規定に基づく条例が定められているときは当該条例の規定を含み、これらの規定に係る罰則を含む。）並びに同法第六十条第四号から第八号まで及び第六十三条の規定の適用については、当該移行型特定地方独立行政法人を当該職員であつた者が在職していた地方公共団体と、当該移行型特定地方独立行政法人的職員若しくは役員又はこれらに類する者として第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十八条の二第一項に規定する人事委員会規則で定めるものを当該職員であった者が在職していた地方公共団体の同法第三十八条の二第一項に規定する執行機関

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項の規定による認定を受けているもの、（同法第十条の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されない者及び同法第十一条の規定により児童手当の支払を一時差し止められている者を除く。）が、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当の支給立行政法人の成立の日における市町村長（特別区の区長を含む。別表第二十号において同じ。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当の支給は、同法第八条第二項の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（（移行型地方独立行政法人の職員となる者の職員団体についての経過措置）

**第六十四条 移行型特定地方独立行政法人の成立の際現に存する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が第五十九条第一項の規定により当該移行型特定地方独立行政法人の職員となる者であるものは、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の際地公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。**

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、当該移行型特定地方独立行政法人の

半数が第五十九条第二項の規定により当該移行型一般地方独立行政法人の成る型一般地方独立行政法人の職員となる者であるものは、当該移行型一般地方独立行政法人の立の際労働組合法の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

前条第二項の規定は前項の規定により法人である労働組合となつたものについて、同条第三項の規定は前項の規定により労働組合となつたものについて、それぞれ準用する。

(権利義務の承継等)

**第六十六条** 移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関する、現に設立団体が有する権利及び義務(当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務の関して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るもの)を除く。)のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時において当該移行型地方独立行政法人が承継する。

前項の規定により移行型地方独立行政法人が権利及び義務を承継する場合においては、設立団体の長は、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、当該移行型地方独立行政法人の成立の日現在における当該移行型地方独立行政法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類(次項において「資産及び負債に関する書類」という。)を作成し、かつ、当該義務に係る債権者(次項、第六項及び第七項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、これをその事務所に備え置かなければならぬ。

設立団体の長は、前項の規定により資産及び負債に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該資産及び負債に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知られている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

の組織又は同項に規定する議会の事務局の職員又はこれに類する者として同項に規定する人事

第六十五条 移行型一般地方独立行政法人の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

- 4 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載するときは、同項の規定にかかわらず、設立団体の長による各別の催告は、することを要しない。

5 第三項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

6 債権者が第三項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該義務の承継を承認したものとみなす。

7 債権者が異議を述べたときは、設立団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、第一項の規定により当該義務を承継してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

**第六十六条の二** 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を超えるときは、その差額に相当する金額及び当該設立団体が出資する資金その他の財産の価額の合算額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。

2 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の合計額を下回るときは、その差額に相当する金額を当該設立団体が当該移行型地方独立行政法人の設立に際して出えんする資金その他の財産の価額から控除して得た額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に對し出資されたものとする。

3 前二項に規定する承継される権利に係る財産の価額は、移行型地方独立行政法人の成立の日現在における時価を基準として設立団体が評価した額とする。

4 前項の評価に関必要な事項は、政令で定める。

第六章の二

措置

**第六十六条の三** 受入特定地方独立行政法人（特定地方独立行政法人であつて第八条第二項の規定による）の引継ぎ等

前条第二項	人	により移行型一般地方独立行政法人	により同項に規定する受入一般地方独立行政法人（以下この条及び第六十五条第一項において「受入一般地方独立行政法人」という。）	第六十六条の三第二項
-------	---	------------------	---	------------

条二十六第	項二 第二十六条第	項一 第二十六条第								条一十六第					
項第五十九条第一	行政法人	移行型地方独立行政法人を	成立の日から	移行型地方独立	行政法人の職員	移行型地方独立	設立団体	第五十九条	立の日	当該移行型地方独立行政法人	設立団体	当該移行型地方独立行政法人	設立団体	当該移行型地方独立行政法人	人
項第六十六条の三第一	人	受入地方独立行政法	人を	受入地方独立行政法	加入日から	加入日から	の三第二項	同項又は第六十六条	から第六十四条までにおいて「加入日」という。)	受入地方独立行政法人の職員	加入設立団体	人は、第六十六条の三第一項に規定する受入地方独立行政法人（以下この条において「加入日」という。）	加入日（以下この条から第六十三条までにおいて「受入地方独立行政法人」という。）は、第六十六条の三第一項又は第二項	第六十六条の三第三項に規定する受入地方独立行政法人（以下この条から第六十三条までにおいて「加入日」という。）	当該受入地方独立行政法人
項第六十六条の三第一	人	受入地方独立行政法	人を	受入地方独立行政法	加入日から	加入日から	の三第二項	同項又は第六十六条	から第六十四条までにおいて「加入日」という。)	受入地方独立行政法人の職員	加入設立団体	人は、第六十六条の三第一項に規定する受入地方独立行政法人（以下この条において「加入日」という。）	加入日（以下この条から第六十三条までにおいて「受入地方独立行政法人」という。）は、第六十六条の三第一項又は第二項	第六十六条の三第三項に規定する受入地方独立行政法人（以下この条から第六十三条までにおいて「加入日」という。）	当該受入地方独立行政法人

二項 六条第 第六十 前項		項三 第三 及項二 第二	項一 第一 第五十六 条 第一項 第六 行 行 立 行 政 法 人 的 成 立 の 時 間 現 在 に 成 立 の 際 現 在 に 移 行 型 一 般 地 方 的 立 行 政 法 人 の 變 更 が 効 力 を 生 ず る 時 間 現 在 に
		第五十九 条 第二	第六十六 条 の 三 第二
職員	當該 移行型 一般 地 方 立 行 政 法	當該 定款の 變 更 が 効 力 を 生 ず る	受入 一般 地 方 立 行 政 法 人 の 職員
(権利義務の承継等)	人の成立の	當該定款の 變 更 が 効 力 を 生 ず る	政 法 人 の 職 員

**第六十六条の四** 前条第一項又は第二項に規定する定款の変更が効力を生ずる際 受入地方独立行政法人が新たにを行う業務に関して、現に加入設立団体が有する権利及び義務（当該定款の変更が効力を生ずる前に加入設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち加入日までに償還されていないものに係るものをお除く。）のうち政令で定めるところにより加入設立団体の長が定めるものは、当該定款の変更が効力を生ずる時において当該受入地方独立行政法人が承継する。

第六十六条第二項から第七項まで及び第六十六条の二の規定は、前項の規定により受入地方独立行政法人が権利及び義務を承継する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

**(職員の引継ぎ等)**

**第六章の三 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置**

**第六十七条の二** 第八条第二項の規定により特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人とする定款の変更を行う場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際に現に定款変更前の特定地方独立行政法人（以下この章において「定款変更前の法人」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該定款の変更が効力を生ずる日（以下この章において「定款変更日」という。）において、定款変更後の一般地方独立行政法人（以下「定款変更後の法人」という。）の職員となるものとする。

**第六十七条の三** 前条の規定により定款変更後の法人の職員となつた者（地方公共団体を任命権者との要請に応じ地方公務員法第二十九条第一項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者又は特定地方独立行政法人を任命権者の要請に応じ第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十九条第二項に規定す

4 第一項の規定による財産の処分については、各設立団体の長は、それぞれ設立団体の議会の議決を経なければならない。  
前項の規定による設立団体の議会の議決があつたことをもつて第四十二条の二第五項又は第十四条第二項の規定による設立団体の議会の議決があつたものとみなし、第一項の規定による設立団体の長の協議により定められたことをもつて第四十二条の二第一項若しくは第二項又は第四十四条第一項の設立団体の長の認可を受けたものとみなす。

**第六十七条** 第八条第二項の規定により設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合において、地方独立行政法人の財産の処分を必要とするときは、当該財産処分については、設立団体の長が協議して定めるところによる。

2 前項の場合においては、設立団体の長は、あらかじめ評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

第六十 六条の 二項	移行型地方獨 立行政法人の 成立の日
設立団体	加入日

**第六十七条の五** 定款変更後の法人は、定款変更日の前日に定款変更前の法人の職員として在職し、第六十七条の二の規定により当該定款変更後の法人の職員となつた者のうち当該定款変更日から雇用保険法による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該定款変更後の法人を退職したものであつて、その退職した日まで当該定款変更前の法人の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定に相当する当該定款変更前の法人の退職手当の支給の基準（第五十一条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るもの）。

定款変更前の法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

前項の規定は、国家公務員退職手当法第十条の規定に相当する退職手当の支給の基準（第五十七条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るもの）の規定による退職手当の支給を受ける定款変更後の法人の職員については、適用しない。  
 (労働組合についての経過措置)

**第六十七条の六** 第六十一条の二に規定する場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際現に存する地方公営企業等の労働関係に関する法律第五条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が第六十七条の二の規定により定款変更後の法人の職員となる者であるものは、当該定款変更の際労働組合法の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

前項の規定により法人である労働組合となつたものは、定款変更日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

第一項の規定により労働組合法の適用を受けた労働組合となつたものについては、定款変更日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

**第六十七条の七** 第六十一条前に地方公営企業等の労働関係に関する法律第十二条の規定に基づき定款変更前の法人がした解雇に係る労働委員会に對する申立て及び労働委員会による命令の期間については、なお前例による。

第二項の規定により労働組合法の適用を受けた労働組合と当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する同法第七条及び第十四条から第十六条までに規定する事項については、なお前例による。

**第六十七条の八** 地方独立行政法人で第二十一条第一号に掲げる業務を行うもの（次条において「試験研究地方独立行政法人」という。）は、同号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。  
 (株式又は新株予約権の取得及び保有)

**第六十七条の九** 試験研究地方独立行政法人は、当該試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（以下この項において「成果活用事業者」という。）に対し、当該試験研究の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行おうに当たって、当該成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認めてその支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めることその他の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得することができる。

2 試験研究地方独立行政法人は、前項の規定により取得した株式又は新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有することができる。

**第七章 公立大学法人に関する特例**  
 (名称の特例)

**第六十八条** 一般地方独立行政法人で第二十一条第二号に掲げる業務を行うもの（以下「公立大学法人」という。）は、第四条第一項の規定にかかるわらず、その名称中に、地方独立行政法人という文字に代えて、公立大学法人といふ文字を用いなければならない。

2 公立大学法人でない者は、その名称中に、公立大学法人といふ文字を用いてはならない。  
 (教育研究の特性への配慮)

**第六十九条** 設立団体は、公立大学法人に係るこの法律の規定に基づく事務を行うに當たつては、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

3 第三十項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考」とあるのは、「次条第一項に規定する学長となる理事長の任命及び同条第二項に規定する学長を別に任命する大学の学長の任命」と読み替えるものとする。  
 (教員等の任命等)

**第七十条** 公立大学法人は、第二十二条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行つてはならない。

(理事長の任命の特例等)

**第七十一条** 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとす

る。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとすることができる。

前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長（以下この章において「学長となる理事長」という。）の任命は、第十四条第一項及び第三項の規定にかかるわらず、第六項に規定する者の中から、理事長が任命する。この場合においては、同条第五項の規定を準用する。

2 前項の申出は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関（学長となる理事長又は第五項に規定する学長を別に任命する大学の学長をこの項又は第五項の規定により選考するため、定款で定めるところにより公立大学法人に当該公立大学法人が設置する大学ごとに設置される機関をいう。以下この章において同じ。）の選考に基づき行う。この場合において、学長となる理事長で二以上の大学の学長となるものの任命に係るこれらの大学に係る選考機関の選考の結果が一致しないときは、前項の申出は定款で定めるところにより、これらの選考機関の代表者で構成する会議の選考に基づき行う。選考機関は、公立大学法人が設置する大学ごとに、第七十七条第一項に規定する経営審議機関を構成する者の中から当該経営審議機関において選出された者及び同条第三項に規定する教育研究審議機関を構成する者の中から当該教育研究審議機関において選出された者により構成するものとする。

3 第一項ただし書の規定により学長を理事長と別に任命するものとされた大学（以下この章において選出された者及び同条第三項に規定する教育研究審議機関を構成する者の中から当該教育研究審議機関において選出された者により構成するものとする。）の学長の任命は、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づき、理事長が行う。

2 学長を別に任命する大学の学長の当該学長を別に任命する大学の設置後最初の任命については、前条第五項の規定にかかるわらず、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、設立団体の長が任命するものとする。

**第七十二条** 学長となる理事長の公立大学法人の成立後最初の任命については、前条第二項及び第三項の規定にかかるわらず、当該公立大学法人の申出に基づくことを要しないものとし、定款の申出に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、設立団体の長が任命するものとする。

2 学長を別に任命する大学の学長の当該学長を別に任命する大学の設置後最初の任命については、前条第五項の規定にかかるわらず、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、理事長が任命するものとする。

3 前条第六項の規定は、前二項の規定による任命について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考」とあるのは、「次条第一項に規定する学長となる理事長の任命及び同条第二項に規定する学長を別に任命する大学の学長の任命」と読み替えるものとする。  
 (教員等の任命等)

**第七十三条** 学長を別に任命する大学においては、理事長が当該大学の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員（教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。）並びに第七十七条の二第一項の規定により当該大学に附属して設置される同項に規定する学校の校長又は園長及び教員（教頭、教諭その他の政令で定められた者をいう。）を第二十条の規定により任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づくものとする。

8 公立大学法人（第一項ただし書の規定によるものとす）は、理事会が当該大学の副理事長となり、当該公立大学法人が設置する大学の全部に基づいて、学長を理事長と別に任命するものとする。

(学長の任期等)

**第七十四条** 公立大学法人が設置する大学の学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内にお



体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは、「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは、「当該」と読み替えるものとする。

(認証評価機関の評価の活用)

評価委員会が公立大学法人について前条第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第二号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

当たっては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が

公立大学法人について第七十八条の二第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の終了時までに、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

(長期借入金及び債券発行の特例)

第七十九条の三 公立大学法人は、第四十一条第四項本文の規定にかかるわらず、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は当該公立大学法人の名称を冠する債券(以下この章において「債券」という。)を発行することができます。

2 前項に規定するもののほか、公立大学法人は、第四十一条第四項本文の規定にかかるわらず、前項に規定することができる。

まず、前項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、

設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 前二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した公立大学法人の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 公立大学法人は、設立団体の長の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七十五条第一項及び第二項並びに第七十九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるものほか、第一項又は第二項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第七十九条の四 前条第一項又は第二項の規定により、設立団体以外の者から長期借入金又は債券を発行する公立大学法人は、毎事業年度、設立団体以外の者からの長期借入金及び債券の償還計画を立てて、設立団体の長の認可を受けなければならない。

(土地等の貸付け)

第七十九条の五 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該公立大学法人の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該公立大学法人の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附屬する工作物であつて、当該業務のために、現に使用されておらず、かつ、貸付けることができる。

(設立の認可等の特例)

当該公立大学法人の教員の賃金の使途に充てる場合には、第四十条第一項に規定する残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剩余金の使途に充てる場合には、第四十条第三項の規定にかかるわらず、設立団体の長の承認を受けることを要しない。

(財源措置の特例)

第八十五条 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担するものとする。

一 その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行つてもなおその事業の経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

3 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費にかかるわらず、前項の規定により設立団体が負担するものとす

る。(企業の経済性の発揮)

第八十一条 地方独立行政法人で第二十一条第三号に掲げる業務を行うもの(以下この章において「公営企業型地方独立行政法人」という。)は、設立団体に

は、住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資するよう努めるとともに、常に企業の経済性を發揮するよう努めなければならない。

(他業の禁止)

第八十二条 公営企業型地方独立行政法人は、第二十一条第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行つてはならない。

(料金及び中期計画の特例)

第八十三条 第二十三条规定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。

第八十四条 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(利益及び損失の処理の特例)

第八十五条 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(設立の認可等の特例)

第八十六条 公営企業型地方独立行政法人の財産の種類、用途その他の事項については、当該財産の価額については、当該財産の価額及び第八十六条第一項の規定により公営企業型地方独立行政法人が

設立団体に対し負担する債務の額」とする。

第八十七条 公営企業型地方独立行政法人に関する第六十六条の二第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「負債の価額」

とあるのは、「負債の価額及び第八十六条第一項の規定により公営企業型地方独立行政法人が

設立団体に対し負担する債務の額」とする。

第八十八条 公営企業型地方独立行政法人が第六十六条の二第二項の規定の適用については、これらの規定により承継する権利に係る財産の価額については、当該財産の種類、用途その他の事項を勘査して時価によることが適当でないと認めるとときは、第六十六条の二第三項の規定にかかるわらず、当該財産の時価によらないことができる。

(権利義務の承継等の特例)

第八十九条 公営企業型地方独立行政法人の財源措置の特例

当該公立大学法人の教員の賃金の使途に充てる場合には、第四十条第三項の規定にかかるわらず、設立団体の長の承認を受けることを要しない。

(設立の認可等の特例)

第九十条 公立大学法人に係るこの法律の規定の適用については、この法律中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び文部科学大臣」とす

る。(債務の負担)

政法人の事業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

項	前二条	第六十六条	第六十六条の四第一項
第一項	第六十六条	第六十六条の四第一項	第六十六条の四第一項
第六十六条	第六十六条の二 用する第六十六条の二 第三項	同条第二項において準 用する第六十六条の二 第三項	第六十六条の四第一項
第六十六条の二 用する第六十六条の二 第三項	第六十六条の二 用する第六十六条の二 第三項	第六十六条の四第一項	第六十六条の四第一項

第一節 設立団体申請等関係事務の処理等に関する特例

(設立団体申請等関係事務の処理に関する特例) 第八章の二 申請等関係事務処理法人に関する特例

### 第一節 設立団体申請等関係事務の処理等に関する特例

(設立団体申請等関係事務の処理に関する特例)

第八十七条の三 地方独立行政法人で第二十一条

第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行

うもの(以下「申請等関係事務処理法人」と

いう。)は、設立団体の申請等関係事務のうち

定款で定めるもの(以下「設立団体申請等関係

事務」という。)を当該設立団体又は当該設立

団体の長その他の執行機関の名において処理す

ることができる。

前項の規定により申請等関係事務処理法人が

設立団体申請等関係事務を処理する場合には、

申請等関係事務処理法人を当該設立団体又は當

該設立団体の長その他の執行機関と、申請等関

係事務処理法人の役員及び職員を当該設立団体

の職員とそれぞれみなして、当該設立団体によ

る設立団体申請等関係事務の処理について適用

がある法令並びに当該設立団体の条例及び規則

の規定が適用されるものとする。この場合にお

いて、第八十七条の六第二項に定めるもののほ

か、これらの法令並びに当該設立団体の条例及

び規則の規定の適用に関し必要な技術的読替え

その他必要な事項は、政令(条例又は規則にあ

つては、それぞれ条例又は規則)で定める。

(申請等関係事務の効力)

第八十七条の四 前条の規定により申請等関係事

務処理法人が当該設立団体又は当該設立団体の

業務以外の業務を行ってはならない。

(料金に関する特例)

第八十七条の六 申請等関係事務処理法人は、第

八十七条の三第二項の規定により適用する地方

の有关规定により適用する

(他業の禁止)

第八十七条の五 申請等関係事務処理法人は、第

二十二条第五号に掲げる業務及びこれに附帯す

る業務(料金に関する特例)

第八十七条の六 申請等関係事務処理法人は、第

八十七条の三第二項の規定により適用する地方

自治法第二百二十七条の規定により徴収する手数料(次項において「設立団体申請等関係事務手数料」という。)のほか、設立団体申請等関係事務に関して料金を徴収することができない。

設立団体申請等関係事務手数料は、設立団体の条例で定めるところにより、設立団体の歳入としないで申請等関係事務処理法人の収入とすることができる。

(中期目標等に関する規定の適用除外)

第八十七条の七 第三章第二節並びに第四十条第一項ただし書及び第三項の規定は、申請等関係

事務処理法人には、適用しない。

2 設立団体申請等関係事務の質の向上に関する目標を達成するためとのべき措置

設立団体申請等関係事務処理業務に係る業

事務運営の改善及び効率化に関する目標を達成

するためとのべき措置

一 設立団体申請等関係事務処理業務の質の向

上に関する目標を達成するためとのべき措置

二 設立団体申請等関係事務処理業務の質の向

上に関する目標を達成するためとのべき措置

三 第一項の評価は、同項第一号又は第二号に定

められた目標を達成するためとのべき措置

4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する業

務運営の改善及び効率化に関する実施状況に

対して、その評価を行なうときは、あらかじめ、評

価委員会の意見を聴かなければならない。

5 設立団体の長は、第一項の評価を行なったとき

は、遅滞なく、当該申請等関係事務処理法人に

対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づ

き必要があると認めるときは、当該申請等関係

事務処理法人に対し、設立団体申請等関係事務

処理業務に係る業務運営の改善その他の必要な

措置を講ずることを命ぜることができる。

7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた

申請等関係事務処理法人について準用する。

この場合において、同条中「中期計画及び年度計

画並びに」とあるのは、「第八十七条の九第一

項に規定する事業計画及び」と読み替えるもの

とする。

申請等関係事務処理法人は、事業計画について第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、当

該事業計画を公表しなければならない。

(業務の実績等に関する評価等の特例)

第八十七条の九 申請等関係事務処理法人は、毎

年事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に

掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当

該各号に定める事項について、設立団体の長の

評価を受けなければならない。

一次号に掲げる事業年度以外の事業年度 当

該事業年度における設立団体申請等関係事務

処理業務の実績等に関する評価等の特例)

二 三年以上五年以下の期間で設立団体の規則

で定める期間の最後の事業年度 当該事業年

度における設立団体申請等関係事務処理業務

の実績及び当該期間における年度目標に定め

る設立団体申請等関係事務処理業務に係る業

務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況

申請等関係事務処理法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定める

ところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号又は第二号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号又は第二号に定

められた目標を達成するためとのべき措置

二 設立団体申請等関係事務処理業務に係る業

務運営の改善及び効率化に関する目標を達成

するためとのべき措置

三 第一項の評価は、同項第一号又は第二号に定

められた目標を達成するためとのべき措置

4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する業

務運営の改善及び効率化に関する実施状況に

対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

5 設立団体の長は、第一項の評価を行なったとき

は、遅滞なく、当該申請等関係事務処理法人に

対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づ

き必要があると認めるときは、当該申請等関係

事務処理法人に対し、設立団体申請等関係事務

処理業務に係る業務運営の改善その他の必要な

措置を講ずることを命ぜることができる。

7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた

申請等関係事務処理法人について準用する。

この場合において、同条中「中期計画及び年度計

画並びに」とあるのは、「第八十七条の九第一

項に規定する事業計画及び」と読み替えるもの

とする。

申請等関係事務処理法人は、事業計画について第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、当

該事業計画を公表しなければならない。

(事業計画)

第八十七条の九 申請等関係事務処理法人は、各

事業年度に係る前条第一項の指示を受けたとき

は、当該事業年度の開始前に、年度目標に基づ

き、設立団体の規則で定めるところにより、当

該年度目標を達成するための計画(以下この条

において「事業計画」という。)を作成し、設

立団体の長の認可を受けなければならない。

第一節 設立団体申請等関係事務の処理

等に関する特例

(設立団体申請等関係事務の処理に関する特例)

第八十七条の三 地方独立行政法人で第二十一条

第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行

うもの(以下「申請等関係事務処理法人」と

いう。)は、設立団体の申請等関係事務のうち

定款で定めるもの(以下「設立団体申請等関係

事務」という。)を当該設立団体又は当該設立

団体の長その他の執行機関の名において処理す

ることができる。

前項の規定により申請等関係事務処理法人が

設立団体申請等関係事務を処理する場合には、

申請等関係事務処理法人を当該設立団体又は當

該設立団体の長その他の執行機関と、申請等関

係事務処理法人の役員及び職員を当該設立団体

の職員とそれぞれみなして、当該設立団体によ

る設立団体申請等関係事務の処理について適用

がある法令並びに当該設立団体の条例及び規則

の規定が適用されるものとする。この場合にお

いて、第八十七条の六第二項に定めるもののほ

か、これらの法令並びに当該設立団体の条例及

び規則の規定の適用に関し必要な技術的読替え

その他必要な事項は、政令(条例又は規則にあ

つては、それぞれ条例又は規則)で定める。

(申請等関係事務の効力)

第八十七条の四 前条の規定により申請等関係事

務処理法人が当該設立団体又は当該設立団体の

業務以外の業務を行ってはならない。

(料金に関する特例)

第八十七条の六 申請等関係事務処理法人は、第

八十七条の三第二項の規定により適用する地方

の有关规定により適用する

(他業の禁止)

第八十七条の五 申請等関係事務処理法人は、第

二十二条第五号に掲げる業務及びこれに附帯す

る業務(料金に関する特例)

第八十七条の六 申請等関係事務処理法人は、第

八十七条の三第二項の規定により適用する地方

第四十一条	は四年間のいずれか長い期間内	中期目標の期間の最後の事業年度	毎事業年度
当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画	翌事業年度に係る第八十七条の第一項の認可を受けた同項に規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の事業計画。(同項後段の規定による変更次章第一節において「認可事業計画」という。)	以下この章及び次章第一節において「認可事業計画」(同項後段の規定による変更次章第一節において「認可事業計画」という。)	当該翌事業年度
当該次の中期目標の期間の認可中期計画	認可中期計画の第	認可中期計画の第	当該次の中期目標の期間の認可
第一条第一項	第四十条	第二十六条第二項第一号	第三項第四号
二項	第四十一条	二十六条第二項第一号	第三項第三号
第一条第五十一条	第四十二条	第八十七条の九	第三項第四号
二項	第四十三条	第八十七条の九	第三項第三号
第一条第五十五条	第四十四条	第八十七条の九	第三項第三号
二項	第四十五条	第八十七条の九	第三項第三号
第一条第六十六条	第四十六条	第八十七条の十二	第三項第三号
二項	第四十七条	第八十七条の十二	第三項第三号
(関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例)	第二節	第八十七条の十二	第三項第三号

もの（以下「関係市町村申請等関係事務」といいう。）を当該関係市町村又は当該関係市町村の長その他の執行機関の名において処理することができる。

前項の規定により申請等関係事務処理法人が関係市町村申請等関係事務を処理する場合に申請等関係事務処理法人を当該関係市町村又は当該関係市町村の長その他の執行機関と、申請等関係事務処理法人の役員及び職員を当該関係市町村の職員とそれぞれみなして、当該関係市町村による関係市町村申請等関係事務の処理について適用がある法令並びに当該関係市町村の条例及び規則の規定が適用されるものとする。この場合において、第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第八十七条の六第二項に定めるものほか、これらの法令並びに当該関係市町村の条例及び規則の規定の適用に關し必要な技術的読み替えその他必要な事項は、政令（条例又は規則）であつては、それぞれ（申請等関係事務処理法人が処理した関係市町村申請等関係事務の効力）

第八十七条の十三 前条の規定により申請等関係事務処理法人が当該関係市町村又は当該関係市町村の長その他の執行機関の名において処理した関係市町村申請等関係事務は、当該関係市町村の長その他の執行機関が処理したものとしての効力を有する。

（関係市町村申請等関係事務処理業務の規約）

第八十七条の十四 第八十七条の十二第一項の規約（以下この節において「規約」という。）には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 関係市町村及び申請等関係事務処理法人の名称

二 第八十七条の十二の規定により申請等関係事務処理法人が行う業務及びこれに附帯する業務（以下「関係市町村申請等関係事務処理業務」という。）の範囲

三 関係市町村申請等関係事務処理業務に要する経費の支弁の方法

四 前三号に掲げるもののほか、関係市町村申請等関係事務処理業務に關し必要な事項

（関係市町村申請等関係事務の処理に関する特例）

第八十七条の十二 申請等関係事務処理法人（設立団体申請等関係事務処理業務を行うものに限りない。）は、設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた市町村（以下「関係市町村」という。）の申請等関係事務（定款で定めるものに限る。）のうち当該規約で定める

2 前項の一定の期間は、一年を下つてはならない。ただし、あらかじめ関係市町村の長の同意を得たときは、この限りでない。

（関係市町村地方独立行政法人評価委員会）

第八十七条の十六 関係市町村に申請等関係事務処理法人に関する事務を処理させるため、当該関係市町村の長の附属機関として、関係市町村地方独立行政法人評価委員会（以下この条において「関係市町村評価委員会」という。）を置く。

2 関係市町村評価委員会は、次に掲げる事務を

4 設立団体の長は、前項の認可の申請が定款に適合するとともに、設立団体申請等関係事務処理業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれないと認めるときは、同項の認可をするものとする。

5 関係市町村の長は、第八十七条の十二第一項の規定により規約を定めたときは、その旨及び当該規約を告示しなければならない。

6 申請等関係事務処理法人は、第八十七条の十二第一項の規定により規約を定めたときは、その旨及び当該規約を設立団体の長に届け出なければならぬ。この場合において、当該設立団体の長は、その旨及び当該規約を当該申請等関係事務処理法人について第七条の規定による設立の認可は第八条第二項の規定による定款の旨及び当該規約を設立団体の長に届け出なければならぬ。この場合において、当該設立団体の長は、その旨及び当該規約を設立団体の長に届け出なければならない。

7 関係市町村及び申請等関係事務処理法人は、規約を変更し、又はこれを廃止しようとするときは、協議して行わなければならない。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の規定により規約を変更し、又はこれを廃止する場合について準用する。（定款の変更の手続の特例）

（関係市町村年度目標）

第八十七条の十七 関係市町村の長は、申請等関係事務処理法人が達成すべき関係市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事業年度ごとの目標（以下この節において「関係市町村年度目標」という。）を定め、当該関係市町村年度目標を当該申請等関係事務処理法人に指示するとともに、公表しなければならない。

2 関係市町村年度目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 関係市町村申請等関係事務処理業務の質の向上に関する事項

二 関係市町村年度目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

三 関係市町村申請等関係事務処理業務に係る財務内容の改善に関する事項

四 その他関係市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項

3 第八十七条の八第三項及び第四項の規定は、関係市町村年度目標について準用する。この場

合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは、「第八十七条の十七第二項各号」と、同条第四項中「設立団体」とあるのは、「第八十七条の十一第一項に規定する関係市町村」と、「評価委員会」とあるのは、「第八十七条の十六第一項に規定する関係市町村評価委員会」(同条第五項の規定により当該関係市町村の評価委員会に同条第二項各号に掲げる事務を処理させる場合には、当該評価委員会)と読み替えるものとする。(関係市町村事業計画)

**第八十七条の十八** 申請等関係事務処理法人は、各事業年度に係る前条第一項の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に、関係市町年度目標に基づき、関係市町村の規則で定めるところにより、当該関係市町村年度目標を達成するための計画(以下この条において「関係市町村事業計画」という。)を作成し、関係市町村の長の認可を受けるとともに、設立団体の長に当該認可を受けた関係市町村事業計画を届け出なければならない。当該関係市町村事業計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 第八十七条の十二第一項の規定により規約を定めた後最初の事業年度の関係市町村事業計画に関する前項の規定の適用については、同項中「各事業年度」とあるのは、「第八十七条の十二第一項の規定により規約を定めた後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「遅滞なく」とする。

3 関係市町村事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 関係市町村申請等関係事務処理業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

二 関係市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置

三 関係市町村申請等関係事務処理業務に係る予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

四 関係市町村申請等関係事務処理業務に係る短期借入金の限度額

五 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産であつて関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものがある場合には、当該財産の処分に関する計画

六 前号に規定する財産以外の重要な財産であるものは、「第八十七条の十九第一項第一号」(第八十七条の十九第一項第一号)と、同条第一項に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものと譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七 その他関係市町村の規則で定める関係市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項

第八十七条の九第四項及び第五項の規定は、第一項に規定する関係市町村事業計画について準用する。この場合において、同条第四項中「設立団体」とあるのは、「第八十七条の十二第一項各号」と読み替えるものとする。

4 第八十七条の十六第一項に規定する関係市町村評価委員会(同条第五項の規定により当該関係市町村の評価委員会)は、第八十七条の十六第一項に規定する関係市町村評価委員会(同条第五項の規定により当該関係市町村の評価委員会)に提出するときは、設立団体の規則で定めるところにより作成した当該事業年度の当該各号に掲げる業務に係る事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告を添付しなければならない。

5 第三十四条第三項の規定は、第三項の規定による承認を受けた場合について準用する。(規約廃止法人の特例)

第八十七条の二十一 関係市町村及び申請等関係事務処理法人が第八十七条の十四第七項の規定により規約を廃止した場合には、当該申請等関係事務処理法人(以下この条において「規約廃止法人」という。)の当該規約の廃止の効力が生ずる日の前日を含む当該規約に定める関係市町村申請等関係事務処理業務に係る事業年度(次項及び第三項において「規約最終事業年度」という。)は、第三十二条第一項の規定にかかる規約を廃止した市町村(次項において「規約廃止市町村」という。)の長が行うものとする。

6 第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定による承認は、同項の規定にかかるわらず、前項の規約を廃止した市町村(次項において「規約廃止市町村」という。)は、第三十二条第一項の規定により規約最終事業年度における次条の規定により読み替えて適用する第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、規約廃止市町村に係る同条第四項に規定する関係市町村別勘定(次項において「関係市町村別勘定」という。)に係る積立金に残余があるときは、同条第五項の規定にかかるわらず、規約廃止市町村に納付しなければならない。

7 第三十四条の規定は、申請等関係事務処理法人の規約廃止法人は、関係市町村別勘定について前項の規定による処理を行つたときは、当該関係市町村別勘定を廃止するものとする。

第二項		
第一項第一号	同項第一号	第二項、設立団体
を設立団体	を関係市町村	、第八十七条の十二第一項第一号

第三項		
第一項第一号	第二項	第三項
を設立団体	、第八十七条の十二第一項第一号	、第八十七条の二十一
を関係市町村	に規定する関係市町村(以下この条において「関係市町村」という。)	申請等関係事務処理法人は、
	に規定する関係市町村(以下この条において「関係市町村」という。)	設立団体申請等関係事務処理業務及び関係市町村申請等関係事務処理業務(関係市町村が二以上ある場合には、各関係市町村申請等関係事務処理業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。)
		第三十四条の規定は、申請等関係事務処理法人には、適用しない。
		申請等関係事務処理法人は、毎事業年度、次に掲げる業務に係る財務諸表を作成し、当該業務年度の終了後三月以内に当該各号に定める者に提出し、その承認を受けなければならぬ。
二 設立団体申請等関係事務処理業務の長	設立団体	申請等関係事務処理法人の業務

第四項		
第一項第一号	第二項	第三項
二 設立団体申請等関係事務処理業務の長	設立団体	申請等関係事務処理法人は、毎事業年度、次に掲げる業務に係る財務諸表を作成し、当該業務年度の終了後三月以内に当該各号に定める者に提出し、その承認を受けなければならぬ。
		申請等関係事務処理法人の業務
		(読替規定等)
三 関係市町村申請等関係事務処理業務(関係市町村が二以上ある場合には、各関係市町村申請等関係事務処理業務)	関係市町村	申請等関係事務処理法人は、前項の規定により同項各号に掲げる業務に係る財務諸表を当該各号に定める者に提出するときは、設立団体の規則で定めるところにより作成した当該事業年度の当該各号に掲げる業務に係る事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告を添付しなければならない。
		申請等関係事務処理法人が第八十七条の十四第七項の規定により規約を定める場合に、当該申請等関係事務処理法人(以下この条において「規約廃止法人」という。)の当該規約の廃止の効力が生ずる日の前日を含む当該規約に定める関係市町村申請等関係事務処理業務に係る事業年度(次項及び第三項において「規約最終事業年度」という。)は、第三十二条第一項の規定にかかる規約を廃止した場合に、当該申請等関係事務処理法人(以下この条において「規約廃止市町村」という。)の長が行うものとする。
		第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定によるとする承認は、同項の規定にかかるわらず、前項の規約を廃止した市町村(次項において「規約廃止市町村」という。)の長が行うものとする。
		規約廃止法人の規約最終事業年度における次条の規定により読み替えて適用する第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、規約廃止市町村に係る同条第四項に規定する関係市町村別勘定(次項において「関係市町村別勘定」という。)に係る積立金に残余があるときは、同条第五項の規定にかかるわらず、規約廃止市町村に納付しなければならない。
		規約廃止法人は、関係市町村別勘定について前項の規定による処理を行つたときは、当該関係市町村別勘定を廃止するものとする。

第五項		
第一項第一号	第二項	第三項
四 関係市町村申請等関係事務処理業務に係る短期借入金の限度額		
五 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産であつて関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものがある場合には、当該財産の処分に関する計画		

当期の目標期	中期の目標期	次期の目標期	間目標期	前項	第五条第十四条	第六条第十四条	第十项第一项
事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	第十二条第二項に於ける「前項」	第十二条第二項に於ける「前項」	第十二条第二項に於ける「前項」	第十二条第二項に於ける「前項」
設立団体申請等関係事務処理業務に係る短期借入金の限度額の範囲内で、関係市町村申請等関係事務処理業務については認可事業計画の第八十七条の九第三項第四号の設立団体申請等関係事務処理業務に係る短期借入金の限度額の範囲内で、関係市町村申請等関係事務処理業務については認可事業計画の第八十七条の十八第三号第四号の関係市町村申請等	設立団体の規則において、関係市町村別勘定における納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は關係市町村の規則において、それぞれ	設立団体勘定における納付金	設立団体の規則において、関係市町村別勘定における納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は關係市町村の規則において、それぞれ	第十二条第二項に於ける「前項」	第十二条第二項に於ける「前項」	第十二条第二項に於ける「前項」	第十二条第二項に於ける「前項」



政法人に対し、当該債務を完済するためには、関係設立団体の議る費用の全部を負担しなければならない。

## 第十九章 合併

### 第一節 通則

**（合併） 第百六条** 設立団体は、その設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との合併をすることができる。

**（合併の制限） 第百七条** 地方独立行政法人の合併は、次の各号に定める場合に限り、行うことができる。この場合において、合併後存続する地方独立行政法人又は合併により設立する地方独立行政法人は、それぞれ当該各号に定める地方独立行政法人でなければならぬ。

**（立行政法人のみである場合 特定地方独立行政法人） 第一百八条** 設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との吸收合併をする地方独立行政法人のみである場合

**（一般地方独立行政法人） 第一百九条** 前条第一項の認可があつた場合には、吸收合併存続法人は、効力発生日に、吸收合併消滅法人の権利及び義務を承継する。

**（立行政法人のみである場合 政法人） 第一百十条** 前条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸收合併消滅法人は、

**（都道府県知事の認可を受けたもののみなす） 第一百十一条** 第百八条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸收合併存続法人の債権者（次項、第五項及び第六項において「債権者」という。）の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

**（第二節 吸收合併） 第一百十二条** 設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との吸收合併（地方独立行政法人が他の地方独立行政法人とする合併であつて、合併により消滅する地方独立行政法人の権利及び義務の全部を合併後存続する地方独立行政法人に承継させるものをいう。以下この章において同じ。）をしようとする場合には、吸收合併に関する書類（次項において「吸收合併に関する書類」という。）を作成し、かつ、当該総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類（次項において「吸收合併に関する書類」という。）を作成し、かつ、当該吸收合併存続法人の債権者（次項、第五項及び第六項において「債権者」という。）の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

**（第三節 新設合併） 第一百十三条** 設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との新設合併（二以上の地方独立行政法人がする合併であつて、合併により消滅する地方独立行政法人の権利及び義務の全部を合併により設立する地方独立行政法人に承継させるものをいう。以下この章において同じ。）をしようとする場合には、新設合併に關係する地方独立行政法人（以下この節において「新設合併設立団体」といいう。）は、協議により次に掲げる事項を定め、第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

**（新設合併の効力の発生） 第一百四十四条** 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

**（新設合併の効力の発生） 第一百四十五条** 第二項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかるべき旨を公告し、かつ、知れていない債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

**（新設合併の効力の発生） 第一百四十六条** 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

**（新設合併の効力の発生） 第一百四十七条** 第二項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかるべき旨を公告し、かつ、知れていない債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

**（新設合併の効力の発生） 第一百四十八条** 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

**（新設合併の効力の発生） 第一百四十九条** 第二項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかるべき旨を公告し、かつ、知れていない債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

**（新設合併の効力の発生） 第一百五十条** 第二項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかるべき旨を公告し、かつ、知れていない債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

**（新設合併の効力の発生） 第一百五十二条** 第二項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかるべき旨を公告し、かつ、知れていない債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

**（新設合併の効力の発生） 第一百五十三条** 第二項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかるべき旨を公告し、かつ、知れていない債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

**（新設合併の効力の発生） 第一百五十四条** 第二項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかるべき旨を公告し、かつ、知れていない債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

**（新設合併の効力の発生） 第一百五十五条** 第二項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかるべき旨を公告し、かつ、知れていない債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

**（新設合併の効力の発生） 第一百五十六条** 第二項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかるべき旨を公告し、かつ、知れていない債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

**（新設合併の効力の発生） 第一百五十七条** 第二項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかるべき旨を公告し、かつ、知れていない債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

**（新設合併の効力の発生） 第一百五十八条** 第二項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかるべき旨を公告し、かつ、知れていない債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

**（新設合併の効力の発生） 第一百五十九条** 第二項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかるべき旨を公告し、かつ、知れていない債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 第一項の協議について、関係設立団体の議会の議決を経なければならぬ。

4 第一項及び前項の場合において、関係設立団体が一であるときは、当該関係設立団体がその議会の議決を経て第一項に掲げる事項を定めるものとする。

5 第一項の規定により関係設立団体が定めた新設合併設立団体の定款については、第三項又は前項の規定による関係設立団体の議決があつたことをもって第七条の規定による新設合併設立団体の設立団体の議決があつたものとみなし、第一項の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたことをもって同条の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたものとみなす。

6 債権者が異議を述べたときは、吸收合併消滅法人は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸收合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三節 新設合併

（新設合併） 第一百二十二条 設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との新設合併（二以上の地方独立行政法人がする合併であつて、合併により消滅する地方独立行政法人の権利及び義務の全部を合併により設立する地方独立行政法人に承継させるものをいう。以下この章において同じ。）をしようとする場合には、新設合併に關係する地方独立行政法人の設立団体（以下この節において「新設合併設立団体」といいう。）は、協議により次に掲げる事項を定め、第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

（新設合併の効力の発生） 第一百二十三条 前条第一項の認可があつた場合に

は、新設合併設立団法人は、その成立の日に、新設合併消滅法人の権利及び義務を承継する。





しくはこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することができる。独立行政法人に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

地方独立行政法人は、前項の規定による設立団体の長の命令があつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずることとともに、当該措置の内容を設立団体の長に報告しなければならない。

総務大臣又は都道府県知事は、地方独立行政法人（第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可）を行つた地方独立行政法人に限る。以下この項及び次項において同じ。）又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することにより公益を害することができる場合において、特に必要があると認めるときは、設立団体又はその長に対し、第一項の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

総務大臣又は都道府県知事は、前項の規定によるほか、地方独立行政法人又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することにより公益を害することができる場合において、緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、自ら当該地方独立行政法人に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

第六項の規定による命令について準用する。第五項の規定による命令について準用する。

公立大学法人に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項
、若しくは	命令	以下この項及び次項	、若しくは								
は、又	は、又	次項	は、又								
、又	求め	求め	、又	求め							
（申請等関係事務処理法人に対する情報の提供等）											

第二百二十二条の三	設立団体の長以外の執行機関は、担任設立団体申請等関係事務処理法人に対する監督命令等を検査させることができる。
第二百二十二条の四	設立団体の長その他の執行機関は、第二百二十二条第一項の規定によるほか、担任設立団体申請等関係事務処理業務に關し必要なと認めるときは、申請等関係事務処理法人に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百二十二条の五	設立団体の長その他の執行機関は、申請等関係事務処理法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請等関係事務処理法人に対し、担任設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部の停止を命ぜることができる。
一	当該申請等関係事務処理法人が行う担任設立団体申請等関係事務処理業務がこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に違反していると認めるとき。
二	当該申請等関係事務処理法人が行う担任設立団体申請等関係事務処理業務が適正を欠き、かつ、公益を害していると認めるとき。
三	当該申請等関係事務処理法人が行う担任設立団体申請等関係事務処理業務を確実に実施することができ困難であると認めるとき。
四	前条の規定による命令に違反したとき。
二	申請等関係事務処理法人は、前項の規定による命令があつた場合を除き、自ら設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部を確実に実施することが困難であると認める場合は、その旨の告示をしなければならない。ただし、当該担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務が特定の者の申請等に係るものである場合には、当該告示に代えて、当該申請等関係事務を自ら処理するものとし、又は自ら処理する当該申請等関係事務処理しないこととする旨を、その者に対し、通知することができる。

第二百二十二条の六	設立団体の長その他の執行機関は、次条の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、第八十七条の三第一項の規定にかかわらず、担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部又は一部を自ら処理するものとする。
一	前条第一項各号のいずれかに該当する場合において、同項の規定により申請等関係事務処理法人に対し当該担任設立団体申請等関係事務の全部又は一部を停止を命じたとき、又は同条第二項の規定による届出があつたとき。
二	前条第一項各号のいずれかに該当する場合において、同項の規定により申請等関係事務処理法人に対し当該担任設立団体申請等関係事務の全部又は一部の停止を命じたとき、又は同条第二項の規定による届出があつたとき。
三	設立団体の長その他の執行機関は、前項の規定により担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部若しくは一部を自ら処理するものとし、又は自ら処理する担任設立団体申請等関係事務に係る申請等関係事務の全部若しくは一部を処理しないこととするときは、その旨の告示をしなければならない。ただし、当該担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務が特定の者の申請等に係るものである場合には、当該告示に代えて、当該申請等関係事務を自ら処理するものとし、又は自ら処理する当該申請等関係事務処理しないこととする旨を、その者に対し、通知することができる。
三	設立団体の長その他の執行機関が、第一項の規定により担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部又は一部を自ら

（関係市町村への準用）  
処理する場合における担任設立団体申請等関係事務処理業務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

設立団体が二以上である場合において、第六条第四項、第十三条第四項後段及び第六項第二号、第十九条の二第四項、第二十二条第二項、第二十六条第一項及び第二项第七号、第二十七条第一項、第二十八条第二項、第三十四条、第三十五条第一項後段、第四十条第六項、第四项第一項、第四十六条、第五十六条の二第二号及び第二号、第七十八条の二第二項、第七十七条の九第一項及び第三項第七号、第八十七条の十第一項第二号及び第二項並びに第八十七条の二十第四項の規定により条例又は規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。

3 設立団体は、前項の規定により協議して定めようとする場合において、当該事項が第六条第四項、第十九条の二第四項又は第四十四条第一項の規定により条例で定めるものとされている事項であるときは、あらかじめ、それぞれ議会の議決を経なければならない。

4 第八条第一項各号に掲げる事項のほか、設立団体が二以上である特定地方独立行政法人の定款には、当該特定地方独立行政法人の職員に対していざれの設立団体の条例を適用するかを定めなければならない。

5 設立団体が二以上である場合における第五条の二及び第五十三条第三項から第六項までの規定の適用については、第五十条の二の表第三十八条の二第一項の項中「設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体」とあるのは、「条例適用設立団体（地方独立行政法人法第二十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体）」と、あるのは、「設立団体においては、設立団体」とあるのは、「条例適用設立団体においては、条例適用設立団体」と、同表第三十八条の二第七項の項、第三十八条の二第八項の項、第三十八条の三の項、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項の項、第三十八条の六第一項の項、第三十八条の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは、「条例適用設立団体」と、第五十三条第三項の表第六条第一項の項中「設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）」とあるのは、「地方独立行政法人法第二十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地

「退職手当」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与」と、「旅費」とあるのは「旅費又はこれらに相当する給与その他の給付」と、  
「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「地方公共団体の長又は委員会若しくは委員」とあるのは「特定地方独立行政法人」と、「普通地方独立行政法人の理事長」と、  
同条第三項中「第一項」とあるのは「地方公共団体の長又は委員会若しくは委員及び」と、「普通地方独立行政法人法第二百二十四条第一項」と、「求めようとするとき」とあるのは「求めようとするとき」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与」と、  
同条第四項中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百二十四条第一項」と、「普通地方独立行政法人の理事長に対し、当該地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人の職員の派遣を求める」とあるのは「特定地方独立行政法人の職員の派遣を求める」とできる。  
地方独立行政法人の事務の処理又は事業の実施のため特別の必要があると認めるときは、地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は他の特定地方独立行政法人の理事長に対し、当該地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人の職員の派遣を求める場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百二十四条第三項」と、  
「派遣を受けた普通地方公共団体」とあるのは「派遣を受けた特定地方独立行政法人」と、「退職手当」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与」と、「旅費」とあるのは「旅費又はこれらに相当する給与その他の給付」と、「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「派遣をした普通地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人」と、「普通地方公共団体及び」とあるのは「特定地方独立行政法人の理事長及び」とあるのは「特定地方独立行政法人が」と、同条第三項中「第一項の規定により職員の派遣を求める、若しくはその」とあるのは「地方独立行政法人の理事長」と、「普通地方公共団体が」

と、同条第四項中「第一項」とあるのは、「地方独立行政法人法第二百二十四条第三項」と、「普通地方公共団体」とあるのは、「地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

(不動産登記法等の準用)

**第一百二十五条** 不動産登記法（平成十六年法律第二百三十三号）及び政令で定めるその他の法令について、政令で定めるところにより、地方独立行政法人を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

(指定都市の特例)

**第一百二十六条** 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項及び別表第十九号において「指定都市」という。）に対する第七条（第八条第二項、第八十八条第一項第一号、第八八条第一項及び第一百十二条第一項においてその例による場合を含む。）の規定の適用については、当該指定都市を都道府県とみなす。

2 指定都市に対する第二十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八十七条の三、第八十七条の四、第八十七条の十二、第八十七条の十三、第一百二十二条の二から第一百二十二条の六までこれららの規定を第二百二十二条の七において準用する場合を含む。）及び別表第二十号の規定の適用については、政令で定めるところにより、区長及び総合区長を市長又は設立団体若しくは関係市町村の長とみなす。

(政令への委任)

**第一百二十七条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

る。

**第十一章 罰則**

**第一百二十八条** 第五十一条第一項（第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第一百二十九条** 第二百二十二条第一項又は第二百二十二条の三第一項（第二百二十二条の七において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員、清算人又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

**第一百三十条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の

役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

二　この法律の規定により設立団体若しくは都道府県知事又は設立団体若しくは関係市町村の長の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

三　この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　定款に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五　第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

六　第十三条第五項若しくは第六項又は第三十五条第三項の規定による調査を妨げたとき。

七　第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項（第八十七条の十八第四項において準用する場合を含む。）又は第八十七条の十第六項（第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による設立団体又は関係市町村の長の命令に違反したとき。

八　第二十八条第二項、第七十八条の二第二項又は第八十七条の十第二項（第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

九　第三十四条第三項（第八十七条の二十第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監査報告書を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

十　第五十四条第一項、第五十六条の三第三項又は第一百二十二条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一　第五十四条第一項、第五十六条の三第三項又は第一百二十二条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十二　第八十八条第二項の規定に違反して、残余財産を分配したとき。

十三　第九十六条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたと告ぐることを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十四 第九十六条第一項に規定する期間内に債務者に弁済したとき。

十五 第百二十二条第一項の規定による設立団体の長の命令又は同条第四項の規定による総務大臣若しくは都道府県知事の命令に違反したときは。

十六 第百二十二条の四及び第百二十二条の五第一項（これらの規定を第百二十二条の七において準用する場合を含む。）の規定による設立団体又は関係市町村の長その他の執行機関の命令に違反したときは。

地方独立行政法人の子法人の役員が第十三条第七項又は第三十五条第三項の規定による調査を妨げたときは、一十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(設立に関する経過措置)

第二条 地方公共団体は、この法律の施行の日前においても、第二条、第四条第一項、第五条から第七条まで、第八条第一項、第十二条、第十三条规定及び第三項、第十五条第一項、第二十一条、第六十八条第一項、第七十条、第七十一条第一項及び第三項、第七十二条第一項及び第二項、第七十四条第二項、第七十七条、第八十条、第八十二条、第九十条第四項、第九十二条第二項並びに第九十五条の規定の例により、その議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、この法律の施行の日から生ずるものとする。

地方公共団体は、この法律の施行の日前においても、第六十六条の規定の例により、移行型地方独立行政法人又は公立大学法人という文字を用いている者については、第四条第二項又は第二

<p>六十八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p><b>第四条</b> 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一六年六月九日法律第八五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>一 略</p> <p>二 第一条中地方公務員法第八条の改正規定、同法第十四条に一項を加える改正規定、同法第三十九条の改正規定、同法第五十八条の次に一条を加える改正規定及び同法第六十一条の改正規定並びに附則第三条中地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十九条第一項の改正規定(「第二十六条」を「第二十六条の三」に改める部分を除く。)並びに附則第八条中地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八十八号)第五十三条第一項の改正規定(「第二十六条」を「第二十六条の三」に改める部分を除く。)及び同条第三項の改正規定 平成十七年四月一日</p>
<p><b>附 则</b> (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一六年一二月一一日法律第一四七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(以下「施行日」という。)から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続そ</p>
<p><b>第一百二十二条</b> この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p><b>第一百二十三条</b> この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一七年七月一五日法律第八三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一七年一〇月二一日法律第一一〇二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。(無尽業法等の一部改正に伴う経過措置)</p>
<p>の他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。</p>
<p><b>第一百二十二条</b> この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p><b>第一百二十三条</b> この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一七年七月一五日法律第八三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一七年一〇月二一日法律第一一〇二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。(無尽業法等の一部改正に伴う経過措置)</p>
<p><b>第一百二十二条</b> この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>一 第一百九十五条第二項、第一百九十六条第一項及び第二項、第一百九十九条の三第一項及び第二項、第二百五十二条の十七、第二百五十二条、第三十九条、第四十三条、第八十八条、第一百八条及び第一百十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。</p>
<p>二 地方独立行政法人法第四十三条第二号(罰則に関する経過措置)</p>
<p><b>第一百二十三条</b> この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第八条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十一条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第百条まで、第百三条、第百九条、第百十四条、第百七十七条、第百二十条、第百二十三条、第百二十六条、第百二十八条及び第百三十条の規定 平成二十年四月一日よりその効力を有するものとされる旧公社法第七十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一九年五月一六日法律第四六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一九年五月一六日法律第四六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一九年五月一六日法律第四六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一九年五月一六日法律第四六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一九年五月一六日法律第四六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一九年五月一六日法律第四六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p>
<p>この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第八条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十一条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第百条まで、第百三条、第百九条、第百十四条、第百七十七条、第百二十条、第百二十三条、第百二十六条、第百二十八条及び第百三十条の規定 平成二十年四月一日よりその効力を有するものとされる旧公社法第七十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一九年五月一六日法律第四六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一九年五月一六日法律第四六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一九年五月一六日法律第四六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一九年五月一六日法律第四六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一九年五月一六日法律第四六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一九年五月一六日法律第四六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一九年五月一六日法律第四六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一九年五月一六日法律第四六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一九年五月一六日法律第四六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> (平成一九年五月一六日法律第四六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p>





二項若しくは第七十四条第四項に規定する役員の任期を規定した定款を定め、又はこれらの規定に規定する役員の任期に関する定款の変更を行い、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

2 新地方独立行政法人法第十三条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十三条の二、第十五条の三、第三十五条第一項から第四項まで並びに第三十五条の二の規定は、第三号施行日前に生じた事項についても適用する。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）の役員である者の任期（補欠の地方独立行政法人の役員の任期を含む。）については、新地方独立行政法人法第十五条第一項及び第二項並びに第七十四条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第二号施行日において地方独立行政法人の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、第三号施行日の翌日以後最初に任命される地方独立行政法人の監事（補欠の地方独立行政法人の監事を除く。）の任期に係る新地方独立行政法人法第十五条第二項の規定の適用については、同項中「理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。）に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長」とあるのは、「任命の日から、同日において地方独立行政法人の理事長である者」とする。

5 新地方独立行政法人法第十九条の二第四項の規定は、同項の規定による業務方法書の定めを設ける当該業務方法書の作成又は変更について地方独立行政法人法第二十二条第一項の規定による設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下この条において同じ。）の長の認可を受けた日以後の新地方独立行政法人法第十九条の二第一項に規定する役員等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

6 設立団体の議会は、新地方独立行政法人法第十九条の二第四項の条例の制定に関する議決をしようとするときは、施行日前においても、監査委員の意見を聽くことができる。附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に設立団体の長が第三条の規定による改正前の

地方独立行政法人法（次項において「旧地方独立行政法人法」という。）第二十五条第一項の規定により地方独立行政法人に指示している同項に規定する中期目標（第十三項において「旧中期目標」という。）は、設立団体の長が新地独立行政法人法第二十五条第一項の規定により指示した同項に規定する中期目標どみなす。

7 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に地方独立行政法人が旧地方独立行政法人法第二十六条第一項の規定により認可を受けているる。同法第十条の次に一条を加える改正規定、同法第十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二十条第一項及び第五項、第十二条の二第四項並びに第十二条の四第四項の改正規定、同法第二章中第十五条の次に三条を加える改正規定、同法第二十四条の次に一条を加える改正規定、同法第二十条第一項の改正規定、同法第三章に二十六条第一項の規定により認可を受けている。同項に規定する中期計画（次項において「旧中期計画」という。）は、新地方独立行政法人法第二十六条第一項の認可を受けた同項に規定する中期計画（次項において「新中期計画」という。）とみなす。

8 前項の規定により旧中期計画が新中期計画とみなされる場合における第三号施行日を含む事業年度に係る新地方独立行政法人法第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後遅滞なく、同法附則第四条第八項の規定により前条第一項の規定による認可を受けたとみなされる」とする。

9 設立団体及び新たに設立団体となる地方公共団体（以下この項及び次項において「加入設立団体」という。）は、第三号施行日前においても、新地方独立行政法人法第二十八条、第七十八条の二及び第七十九条の規定は、第三号施行日の前日に終了した事業年度における業務の実績に関する評価についても適用する。

10 新地方独立行政法人法第二十八条、第七十八条の二及び第七十九条の規定は、第三号施行日の前日に終了した事業年度における業務の実績に関する評価についても適用する。

11 第二号施行日から施行日の前日までの間ににおける新地方独立行政法人法第一百二十三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「第六項第二号」第十九条の二第四項」とあるのは、「第六項第一号」と、同条第三項中「第六条第四項、第十九条の二第四項」とあるのは、「第六条第四項」とする。（政令への委任）

12 加入設立団体は、第三号施行日前においても、新地方独立行政法人法第六十六条の三及び第六十六条の四の規定の例により、新地方独立行政法人法第六十六条の三第三項に規定する受入地方独立行政法人に権利及び義務を承継するるために必要な行為をすることができる。

13 新地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人に係る第三号施行日を含む事業年度に終了する旧中期目標の期間の終了時検討に係る新地方独立行政法人法第七十九条の二第一項の規定の適用については、同項中「評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第二項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人」とあるのは、「公立大学法人」とする。

14 地方公共団体は、第三号施行日前においても、新地方独立行政法人法第七条、第二十一条第五号、第八十七条の五、第八十七条の十一及び第一百二十三条第四項の規定の例により、新地方独立行政法人法第八十七条の三第一項に規定する申請等関係事務処理法人（次項において「申請等関係事務処理法人」という。）の設立について、その議会の議決を経て、新地方独立行政法人法第二十二条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を規定した定款を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

15 地方独立行政法人法第六十六条の規定により同法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人（申請等関係事務処理法人であるものに限りる。）に権利及び義務を承継させるために必要な行為は、第三号施行日前においても行うことができる。

16 第三号施行日から施行日の前日までの間ににおける新地方独立行政法人法第一百二十三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「第六項第二号」第十九条の二第四項」とあるのは、「第六項第一号」と、同条第三項中「第六条第四項、第十九条の二第四項」とあるのは、「第六条第四項」とする。（政令への委任）

第一 条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二 条 この附則に定めるものほか、この法律の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

第三 条 この附則の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和元年五月三一日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 第一百二十条の次に七条を加える改正規定、五百一百二十四条の改正規定（市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長）を「管轄法務局長等」に改める部分を除く。）、第一百二十八条から第百三十条までの改正規定、第一百三十七条を改め、同条を第



その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の國の機関に対し申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に從前の國の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、これを、新法令の相當規定により相当の國の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

**第三条** 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相當規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第九条** 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

### 附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号)

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略  
二 附則第十一条の規定、ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)

### 附 則 (令和五年五月八日法律第一九号)

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則 (令和五年六月一六日法律第五八号)** (抄)

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

**第三条** 第五条の規定による改正後の地方独立行政法人法(以下この条において「新地方独立行政法人法」という。)第七十八条第五項の規定は、地方独立行政法人法第六十九条第一項に規定する公立大学法人(以下この条において「公立大学法人」という。)に係る令和六年四月一日以後に開始する同法第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。)に係る同法第二十六条第一項に規定する中期計画(以下この条において「中期計画」という。)について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に係る中期計画については、なお従前の例による。

二 新地方独立行政法人法第七十八条第七項の規定は、公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間の事業年度の地方独立行政法人法第二十七条第一項に規定する年度計画(以下この条において「年度計画」という。)について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間の事業年度の年度計画については、なお従前の例による。

三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)による証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

**附 則 (令和六年六月一二日法律第四七号)** (抄)

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四十六条の規定(施行日から起算して五年を経過する日)を「令和十二年三月三十日」に改める部分に限る。並びに附則第四十六条の規定(この法律の公布の日(罰則に関する経過措置)

以下この条において「評議委員会」という。)に開始する中期目標の期間に受ける地方独立行政法人法第十二条第一項に規定する評議委員会の評議について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間における評議委員会の評議について適用し、公立大学法人に係る同

前条によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)  
四 公立大学法人が、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)において、この条において「施行日」に規定するこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**第四十五条** この法律(附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(他の経過措置の政令への委任)

五 項に規定する指標(次項において「指標」という。)を現に定めている場合には、前三項の規定にかかるわらば、同条第五項の規定は施行日から同条第七項の規定は施行日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画から、新地方独立行政法人法第七十八条の二の規定は当該翌事業年度に受ける評議委員会の評議から、あつて総務省令で定めるもの

一 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年四月一日前に開始した中期目標の期間に係る中期計画に指標を新たに定めた場合には、第一項から第三項までの規定にかかるわらず、新地方独立行政法人法第七十八条第五項の規定は当該事業年度の翌事業年度の年度計画から、新地方独立行政法人法第七十八条の二の規定は当該翌事業年度に受ける評議委員会の評議から、あつて総務省令で定めるもの

二 法律第四十八号による埋葬、火葬又は改葬の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)による証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

**附 則 (令和六年六月一二日法律第四七号)** (抄)

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四十六条の規定(施行日から起算して五年を経過する日)を「令和十二年三月三十日」に改める部分に限る。並びに附則第四十六条の規定(この法律の公布の日(罰則に関する経過措置)

以下この条において「評議委員会」という。)に開始する中期目標の期間に受ける地方独立行政法人法第十二条第一項に規定する評議委員会の評議について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間における評議委員会の評議について適用し、公立大学法人に係る同

前条によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)  
四 公立大学法人が、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)において、この条において「施行日」に規定するこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**第四十五条** この法律(附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(他の経過措置の政令への委任)

五 項に規定する指標(次項において「指標」という。)を現に定めている場合には、前三項の規定にかかるわらば、同条第五項の規定は施行日から同条第七項の規定は施行日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画から、新地方独立行政法人法第七十八条の二の規定は当該翌事業年度に受ける評議委員会の評議から、あつて総務省令で定めるもの

一 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による戸籍謄本等、除籍謄本等、戸籍証明書若しくは除籍証明書の交付、戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書若しくは除籍電子証明書の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)による住民基本台帳及び戸籍の附票に関する事務(住民基本台帳及び戸籍の附票の作成並びに除票及び戸籍の附票の除票の保存を除く。)であつて総務省令で定めるもの

三 児童手当法による児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

- 十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による後期高齢者医療給付の支給に関する事務（当該支給を除く。）であつて総務省令で定めるもの
- 十五 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）による特別永住許可、特別永住者証明書の交付又は特別永住者からの届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十七 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）による個人番号カード用署名用電子証明書の発行、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行又はこれらが効力を失つていないことその他の事項の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）による個人番号の指定又は個人番号カードの交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十九 都道府県知事又は指定都市の長が作成する知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報を記載した手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十 市町村長が作成する印鑑に関する証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十一 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事務
- 二十二 前各号に掲げるもののほか、法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく条例の規定による申請等以外の申請等の受理、当該申請等に対する処分その他の当該申請等の処理に関する事務のうち、条例で定めるもの
- 二十三 前各号に掲げる事務に係る地方自治法第二百二十七条の規定による手数料の徴収
- 二十四 第一号から第二十二号までに掲げる事務に係る行政手続法による同法第二条第三号に規定する申請に対する同条第二号に規定す

- る処分に関する行政庁が行うこととされる事務であつて総務省令で定めるもの
- 備考** 総務大臣は、次の各号に掲げる総務省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。
- 一 第一号、第八号及び第十五号の総務省令
- 二 第二号から第四号まで、第六号、第九号、第十号、第十四号、第十六号及び第十九号の総務省令 厚生労働大臣
- 三 第七号の総務省令 國土交通大臣
- 四 第十一号、第十三号及び第十八号の総務省令 内閣総理大臣